



# 区画整理だより

向洋駅周辺  
まちづくり事務所発行  
ご意見・ご質問を  
お寄せください。  
電話 286-3123  
第12号 平成15年2月

## 権利の申告をしてください。

土地区画整理事業では、土地についての権利は、そのまま換地に移ります。しかし、これらの権利が未登記だと、町はその権利の実態を把握できないため、未登記の権利については、権利の目的となるべき仮換地などの指定を受けることができません。土地について未登記の権利をお持ちの方は、権利の申告をお願いします。

### 権利の申告は...

借地権をお持ちの方は「**借地権申告書**」、借地権以外の権利（地役権、地上権など）をお持ちの方は「**借地権以外の権利の申告書**」により申告してください。

### 借地権をお持ちの方は...

借地権をお持ちの方には、土地区画整理審議会委員の選挙権、被選挙権があります。

未登記の借地権をお持ちの方も、「**借地権の申告**」をしていただければ、同様に選挙権、被選挙権を得ることができます。

権利の申告のために必要な、「**借地権申告書**」及び「**借地権以外の権利の申告書**」の様式は、向洋駅周辺まちづくり事務所にあります。

それぞれの権利の種類などに応じて、必要な添付書類が異なりますので、お気軽にまちづくり事務所までお問い合わせください。

土地区画整理審議会委員の選挙の日程などについては、次号の「区画整理だより」でお知らせする予定です。



# 代表者の選任をしてください。

施行区域内の宅地の所有権又は借地権をお持ちの方は、土地区画整理審議会の委員の選挙について、選挙権及び被選挙権を有することとなります。

しかし、**共有で宅地の所有権や借地権をお持ちの場合は**、代表者を選任していただかないと、投票や立候補をすることはできません。

共有で宅地の所有権や借地権をお持ちの方は、どなたか1名を代表者に選任し、町まで通知してください。

# 相続の届出をしてください。

登記簿に記載されている方や、各種の申告書、届出書に記載されている方が死亡されている場合、どなたが相続されるのか、町では知ることができません。

登記簿などに記載されている方が死亡されている場合は、相続人を定め、町まで届け出てください。

また、相続人が複数おられ、所有権等が共有になる場合は、どなたが代表者になるのかあわせて届け出てください。

「代表者選任通知書」、「相続届出書」の様式は、向洋駅周辺まちづくり事務所にあります。

お気軽に向洋駅周辺まちづくり事務所までお問い合わせください。

## まちづくり事務所からのお知らせ

「区画整理だより」を郵送で受け取ることもできます。

この「区画整理だより」は、現在、区域内の回覧や府中町のホームページへの掲載のほか、土地や建物の所有者の方には直接郵送でお届けしています。

今後も土地登記簿に記載されている方や権利の申告をされた方、また建物の所有者として建物登記簿に記載されている方には直接郵送でお届けしますが、**未登記の建物をお持ちの方や建物を借りてお住まいの方**、あるいは**ご商売をされている方**などで、直接郵送での受け取りをご希望の方は、向洋駅周辺まちづくり事務所までご連絡ください。

**測量へのご協力をお願いします。**  
現在、測量未実施地区について、  
現況・一筆地測量を行っております。  
皆様のご協力をお願いします。